

いのちと健康 ニューズ NO. 8

1992年 1月15日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL FAX 052-322-0406

第5回 幹事団体会議を開催

12/5、第5回幹事団体会議が高齢者労働会館で開催され、後半期に実施する行事企画を確認し、準備に取りかかることになりました。

また、来年7月総会にむけて「愛知健康センターの事業内容の構想(案)」についての審議しました。これについては12/14の団体代表者会議に提案し意見を反映させることとしました。

・92・1月～6月の行事について

① 第1回 労働安全衛生委員の 学習交流集会

日時 92年2/2(日) am10～pm3・30
規模 50名
対象 安全衛生委員および担当役員、健康学校修了者。関心のある組合員。
資料代 500円
場所 高齢者労働会館2F会議室

② 第1期 いのちと健康大学

日時 92年 2/25(火)
3/10(火), 24(火)
4/ 7(火), 21(火)
5/12(火), 26(火)
6/ 9(火), 23(火)
毎回 午後6時30分～8時30分
規模 50名
対象 組合員および会員
受講料 全日程 9000円
(未加盟団体10000円)
1日 1500円
(未加盟団体 1800円)
場所 高齢者労働会館2F会議室

民医連「高血圧追跡調査会」が発表 管理職・長時間労働者は要注意!

この調査では、全日本民主医療機関連合会(民医連)傘下の病院や診療所が行っているもの。50代の男性で1年以上の高血圧療養者、約900人を3年近く追跡調査しました。

このうち27人が脳・心事故を発症しています。

倒れなかった人と比べてどういう特徴があったのか、仕事の仕方や生活習慣などを検討しました。

その結果、長時間拘束者(1日11時間以上)は2・2倍、管理職は3・0倍も事故が多いことがわかりました。

他のさまざまな因子を補正すると、長時間拘束者で2・7倍、管理職で4・1倍も発症しています。

同調査会は、「管理職で脳・心事故を発症した場合は病因の77%が管理職責によることを、長時間拘束者で脳・心事故を発症した場合は、病因の63%が長時間拘束そのものによることを示している」と話しています。

また、睡眠時間が5時間以下の場合、ストレス「あり」の人は千人当たり14・43人が発症それに対し「なし」の人は30・49人も発症しています。倍以上の差がでました。

仕事のストレスについては「あり」とする人の発症が14・77人なのに、「なし」の人では51・89人も発症し3倍から4倍も倒れています。

(機関紙連合通信・特信版11/20)

『全国過労死を考える家族の会』が出版

過労死・残された妻たちの手記

過労死した人は何の果実を受け取ることもなく倒れました。

この手記集は、生きる権利を奪われた夫たちへ捧げる手向けでもあります。

また労災申請や認定闘争、会社の賠償責任を勝ちとるたたかいのケースを知るためにも、そして企業戦士への警鐘としても役立つと信じています。

いま、私たち残された家族は新たな生きる道を探して歩みはじめました。

過労死は私たちの家族が最後であってほしい、人間らしさを求める私たちの声を働く人の生き方を見なおす機会にしてほしい、子どもたちが安心して働ける社会となるように――と訴えつづけます。

過労死のたたかいは、人間をとりもどすたたかいでもあります。

1991年11月25日 出版

「全国過労死を考える家族の会」

世話人代表 馬淵 郁子

~~~~~  
(本の紹介) しあわせ

題名 『日本は幸福か』

編者 全国過労死を考える家族の会

定価 1545円

~~~~~  
(問い合わせ連絡先)

名古屋過労死弁護団

名古屋市熱田区神宮2-6-16

南陽ビル内

名古屋南部法律事務所 水野 幹男

TEL 052-682-3211

過労死の労災認定緩和を！

弁護団が法改正案を労働省に要請

過労死問題に取り組んでいる過労死弁護団全国連絡会議（代表幹事・岡村親宣弁護士）は、過労死を職業病として法律で規定し、労災認定の枠拡大を目指した労働基準法など、関係法律の改正案を独自にまとめ、11/22 午前、労働省に法改正を要請した。

同日午後には各政党を訪ね、議員立法化も要請した。

同弁護団は労基法や労働者災害補償保険法など法律の不備が過労死の労災認定を妨げている要因と分析。

改正案では労基法に「当該労働者にとって質的、量的に過重な業務に従事したことによる脳血管及び虚血性心疾患」を明記。

過労死をじん肺と同様に法律上職業病と定義しているほか、業務と発症との証明責任を被災者側から免除する推定規定などを盛り込んでいる。

また、法律改正までの暫定措置として、「認定基準」の改正も要請した。

岡村弁護士は「全国の高裁、地裁で労災認定を勝ち取った約30件の過労死の判決基準を基にした現実的な改正案だ」と話している。

(中日新聞 11/22 夕刊 より転載)

健康案内

ぜひお読み
下さい。

愛知県保険医協会

24時間

健康テレホンサービス

[名古屋] 834-2020

ヤサシーフレ-フレ-

(1通話===2分30秒)

◎電話を通して『健康』の宅配便です。
ご利用ください。

◎内容は、週間のプログラムに従って
月曜日から日曜日まで毎日変わります。

◎月が変わると内容を変えていきます。

◎ご意見やご希望がありましたら協会
までお寄せください。

医療や福祉制度の相談は

保険料や医療費、看護料のことなど、医療制度のことなら、担当者が直接ご相談に応じます。

☎ 052-832-1355

(相談時間：平日午前9.30～午後5.30)

土曜12.30 まで

愛知県保険医協会は、県民の健康を守るため愛知健康センターの活動に協力しています。

(事務局)

学 習

ぜひお読み
下さい。

労働災害の企業責任とは

労働者は、企業と労働契約をむすんで労働力を売っていますが、けっして、いのちや健康を売っているわけではありません。

企業は労働者にたいし労働力の使用過程で、労働者のいのち、健康、身体について安全配慮義務があります。

それを怠って労災・職業病を発生させた場合は、企業は損害賠償をする責任があります。

ただし、安全配慮義務違反が具体的に起こるかどうかは常に最大の争点になりますから、企業に手落ちがあったという証拠をできるだけ集めることが必要です。

労働者にたいする企業の安全配慮義務が問われるものには、次の四つの根拠があります。

① 企業の債務不履行責任(民法415条)
労働契約に付随する義務(信義則上の義務)として企業は労働者にたいして安全配慮義務がありますが、その違反は企業の債務不履行責任として問われることになります。

② 企業の不法行為責任(民法709条)
労災・職業病の発生について、企業に故意または過失がある場合、企業には損害賠償の責任があり、企業の不法行為責任として問われることになります。

③ 企業の使用者責任(民法715条)
労働者の故意または過失によって労災・職業病が発生した場合、その労働者の使用者である企業には、損害賠償の責任を負う使用者責任があります。

④ 企業の工作物瑕疵責任(民法717条)
建物、橋、塋道、堤防などの土地の工作物に欠陥があるために、労災・職業病が発生した場合、その工作物の占有者または所有者には、損害賠償の責任を負う工作物瑕疵責任があります。

(労働問題実践シリーズ2より転載)

情 報

ぜひお読み
下さい。

愛知労働基準局が発表

平成2年度愛知の労働災害の実態

平成2年における労働災害の発生状況は、死亡災害 126人、休業4日以上災害は、12,704人で死亡発生件数は5年前の昭和60年と比較すると19件(17.8%)増加している。

規模別では、労働者1～99人の中小企業で死亡災害108人(85.7%)である。

年齢別では、40代、50代、60代の中高年で死亡災害81人(64.2%)である。

愛知労働基準局では、安全管理特別指導事業場として48事業場を指定し、監督指導を実施した結果、全体として前年度に比し、大幅に減少したとしている。

業種別災害発生件数では全産業合計で前年より3.7%減少しているが、製造業(機械器具)で2.0%増加している。運輸交通業も0.6%増加している。

大幅に減少している業種は、港湾荷役業が40.8%、土石採取業が20.7%、木材木製品が17.9%、化学が14.9%減少している。

以上の結果をみても危険職場が多いことが指摘できるといえる。安全施設の整備と安全パトロールの強化そして安全衛生委員会の機能強化が急務である。

(事務局)

お知らせ

ぜひお読み
下さい。

第1回 労働安全衛生委員の 学習交流集会の開催

各労働組合で取り組んでいる労働安全衛生の実際を交流学习します。積極的にご参加をお願いします。

日時： 2月2日(日) 10:00～15:30

場所： 高齢者労働会館2F会議室

参加費： 500円

定員： 50名

第1期『いのちと健康』大学の開催

総合的に「いのちと健康を守る」運動と課題を学習いたします。

第1回～第9回までありますので、全課程の受講でも、選択課程でも結構です。

日時： 時間は毎回18:30～20:30

第1回 2月25日(火)

第2回 3月10日(火)

第3回 3月24日(火)

第4回 4月 7日(火)

第5回 4月21日(火)

第6回 5月12日(火)

第7回 5月26日(火)

第8回 6月 9日(火)

第9回 6月23日(火)

場所： 高齢者労働会館2F会議室

参加費： 全課程 9000円(未加盟10000円)

1回 1500円(未加盟 1800円)

定員： 50名

申込み： 愛知健康センター事務局

または、各労働組合へ